

令和8年度 保護者の転勤等に伴う4月入学者募集（要項）

保護者の転勤等に伴い都内に転入する生徒（新1年生）を対象に、東京都立高等学校（以下「都立高校」という。）全日制課程における入学者選抜を次により実施する。

1 応募資格

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。）の転勤等に伴い、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で、令和8年度の道府県等の国公私立高等学校全日制課程の入学者選抜に合格している者及び中等教育学校後期課程に進級見込みの者とする。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情（※）により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方（転勤等に伴い都内に転入する保護者）と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

（※）特別の事情として認められる事情は、別紙1のとおり

なお、既に実施された令和8年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。

2 対象校及び募集人員

募集を行う都立高校及び募集人員は、別紙の表1（前期日程）及び表2（後期日程）のとおりとする。

3 出願方法

都立高校を志願する者は、原則として道府県等の高校の合格した学科及び進級見込みの中等教育学校後期課程の学科と同一の学科に出願する。

なお、前期日程の都立高校における合格者は、後期日程の都立高校に出願することはできない。

4 日程

	出 願	学 力 検 査 等	合 格 者 の 発 表	入 学 手 続
前 期 日 程	令和8年4月1日（水） 午前9時～午後3時	令和8年4月2日（木）	令和8年4月2日（木） 各都立高校で定める時刻	合格発表後から 令和8年4月3日（金） 正午まで
後 期 日 程	令和8年4月3日（金） 午前9時～午後3時	令和8年4月6日（月）	令和8年4月6日（月） 各都立高校で定める時刻	合格発表後から 令和8年4月7日（火） 正午まで

5 出願手続

(1) 提出先

志願する都立高校

(2) 出願に要する書類等

ア 入学願書（所定の様式（4月募集用））

イ 入学考査料 2,200円

志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

ウ 転居に関する申立書（様式応4）

なお、入学日に、入学した都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）に住民票記載事項

証明書（様式応3（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

エ 「1 応募資格」のただし書に該当する場合は、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類等については、別紙1のとおり

オ 転居を証明する書類

(ア) 新たに都内に住居を持つ場合

契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）、当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し

なお、写しを提出する場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。

(イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応3（令和7年11月20日以降に区市町村長が発行したもの））及び同居同意書（様式任意）

カ 調査書（道府県等の入学者選抜に用いたもの）

キ 道府県等の国公私立高等学校全日制課程の合格通知書（中等教育学校の場合は「後期課程進級見込み証明書」等）の写し

なお、原本を持参し、確認後に返却を受けること。

ク 保護者の転勤等を証明する書類

（注）出願に要する書類等は志願校で配布する。

6 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

学力検査の教科については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科とする。また、面接を実施する。

なお、エンカレッジスクールとして指定された都立高校においては、学力検査を実施しないこととし、実施する検査の内容は、各都立高校が定める。

検査教科等のうち、1教科（面接等を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

原則として、以下のとおりとする。ただし、エンカレッジスクールとして指定された都立高校の時間割は、各都立高校が定める。

	開始時刻 ～ 終了時刻	時間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	国 語
第2時限	午前10時10分 ～ 午前11時00分	50分	数 学
第3時限	午前11時20分 ～ 午後 0時10分	50分	英 語
第4時限	午後 1時00分 ～		面 接

(3) 検査会場

志願先の都立高校長が受検票により指定する。

(4) 問題作成

令和8年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱第2-8(1)アからウまでに基づき、各都立高校が作成する。

7 選考

入学願書等の提出書類、学力検査等の結果を総合した成績（総合成績）により、当該都立高校長が合格者を決定する。

8 合格者の発表及び入学手続

(1) 発表場所

入学願書提出校

(2) 発表方法

受検番号順に、受検番号により掲示する。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書（様式22）を交付する。

(4) 入学手続（入学確約書の提出）

合格者は、入学手続期間内に入学確約書（様式23）を提出し、所定の納付書により納付期間内（合格発表日の翌日から起算して5日以内。ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合は金融機関等の翌営業日）に入学料（5,650円）を納付書裏面に記載の納付場所で納付しなければならない。

入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

なお、入学料の納付がない場合、入学確約書は無効とする。

都立高校が必要とするその他の書類は、入学確約書を提出したときに各都立高校が交付する。その他の書類は、当該都立高校長が定める期間内に提出する。

9 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示

令和8年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱第5-1及び第5-2を準用する。ただし、第5-1-2(2)及び第5-2-2(2)でいう交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

10 その他

応募資格に違反し、又は入学願書等の必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。

[問合せ先]

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当
電話 03-5320-6745

特別の事情として認められる事情及び必要書類等

保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、必要書類を提出し、応募資格の審査を受けた上で、応募資格が認められることがある。どのような場合でも認められるということではない。特別の事情として認められる事情及び必要書類は、次のとおりである。

父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>介護、病気療養（又は出産）のため</u>であり、志願者にとって、転勤等に伴い都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p> <p>※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。</p>	<p>[介護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証の原本又は写し <p>[病気療養の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（都内に転入できない理由が記載されているもの） <p>[出産の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の原本又は写し <p>※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。</p>
<p>父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、<u>転勤等に加え、介護のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証の原本又は写し 〔都内に転入できない父又は母〕 ・他道府県における勤務証明書等 <p>※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。</p>
<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、転勤等に伴い都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事件係属証明書等

前期日程

1 普通科の高校

所在地	学校名
千代田区	日比谷高校(1)
港区	三田高校(2)
文京区	向丘高校(2)
墨田区	本所高校(1)
江東区	城東高校(2)、東高校(1)
品川区	八潮高校(2)
目黒区	駒場高校(2)
大田区	田園調布高校(2)、雪谷高校(1)
世田谷区	千歳丘高校(1)、松原高校(2)
渋谷区	青山高校(1)
中野区	武蔵丘高校(1)
杉並区	豊多摩高校(2)
豊島区	豊島高校(2)
荒川区	竹台高校(1)
板橋区	板橋高校(1)、高島高校(2)
練馬区	井草高校(1)、練馬高校(1)
足立区	青井高校(1)、足立西高校(2)
	江北高校(2)
葛飾区	葛飾野高校(1)
江戸川区	小岩高校(2)、小松川高校(1)
八王子市	片倉高校(1)、松が谷高校(2)
立川市	立川高校(2)
府中市	府中高校(2)、府中西高校(1)
昭島市	拝島高校(1)
調布市	神代高校(2)、調布南高校(1)
町田市	成瀬高校(1)、山崎高校(1)
小金井市	小金井北高校(1)
小平市	小平南高校(1)
日野市	日野台高校(1)
東村山市	東村山高校(2)*
東大和市	東大和南高校(2)
東久留米市	久留米西高校(2)
西東京市	保谷高校(1)

*印の学校は、エンカレッジスクールである。
()内の数は、募集人員である。

【単位制】

所在地	学校名
新宿区	新宿高校(2)
台東区	忍岡高校(2)
世田谷区	深沢高校(2)、芦花高校(2)
北区	飛鳥高校(2)
武蔵村山市	上水高校(2)

2 専門学科の高校

学科	所在地	学校名
農業	世田谷区	園芸高校(園芸1)
	杉並区	農芸高校(食品科学1)
	府中市	農業高校(緑地計画1)
工業	台東区	蔵前工科高校(機械1)
	江東区	墨田工科高校(電気1)
	世田谷区	総合工科高校(建築・都市工学1)
	中野区	中野工科高校(食品サイエンス1)*
	板橋区	北豊島工科高校(都市防災技術1)
	練馬区	練馬工科高校(キャリア技術1)*
	福生市	多摩工科高校(環境化学1)
科学技術	西東京市	田無工科高校(建築1)
	江東区	科学技術高校(科学技術1)
商業	港区	芝商業高校(ビジネス1)
	江東区	第三商業高校(ビジネス1)
	練馬区	第四商業高校(ビジネス1)
	国立市	第五商業高校(ビジネス1)
※	大田区	大田桜台高校(ビジネスコミュニケーション1)
家庭	台東区	忍岡高校(単位制)(生活科学1)
	府中市	農業高校(食物1)
福祉	町田市	野津田高校(福祉1)
産業	八王子市	八王子桑志高校(産業(デザイン分野)1)

※ ビジネスコミュニケーション科

3 総合学科の高校

所在地	学校名
中央区	晴海総合高校(2)
世田谷区	世田谷総合高校(2)
杉並区	杉並総合高校(2)
町田市	町田総合高校(2)
東久留米市	東久留米総合高校(2)

後期日程

1 普通科の高校

所在地	学校名
新宿区	戸山高校(2)
文京区	竹早高校(1)
台東区	上野高校(2)
墨田区	日本橋高校(1)
江東区	深川高校(1)
品川区	大崎高校(1)、小山台高校(2)
目黒区	目黒高校(1)
大田区	大森高校(1)、蒲田高校(1)*
世田谷区	桜町高校(2)
渋谷区	広尾高校(1)
中野区	鷺宮高校(2)
杉並区	杉並高校(1)、西高校(2)
豊島区	文京高校(2)
板橋区	大山高校(1)、北園高校(1)
練馬区	石神井高校(2)、光丘高校(1)
足立区	足立高校(2)、淵江高校(1)
葛飾区	南葛飾高校(1)
江戸川区	江戸川高校(1)、紅葉川高校(1)
八王子市	八王子東高校(2)、富士森高校(1)
武蔵野市	武蔵野北高校(1)
青梅市	多摩高校(1)
府中市	府中東高校(1)
昭島市	昭和高校(2)
調布市	調布北高校(2)
町田市	小川高校(2)、町田高校(1)
小平市	小平高校(1)
日野市	日野高校(1)、南平高校(1)
東村山市	東村山西高校(1)
国立市	国立高校(2)
福生市	福生高校(1)
狛江市	狛江高校(1)
東大和市	東大和高校(1)
清瀬市	清瀬高校(2)
武蔵村山市	武蔵村山高校(1)
羽村市	羽村高校(1)
西東京市	田無高校(2)

*印の学校は、エンカレッジスクールである。

()内の数は、募集人員である。

【単位制】

所在地	学校名
墨田区	墨田川高校(2)
大田区	美原高校(2)
板橋区	板橋有徳高校(2)
練馬区	大泉桜高校(2)
八王子市	翔陽高校(2)
国分寺市	国分寺高校(2)

2 専門学科の高校

学科	所在地	学校名
農業	葛飾区	農産高校(園芸デザイン1)
	西多摩郡	瑞穂農芸高校(畜産科学1)
工業	文京区	工芸高校(インテリア1)
	大田区	六郷工科高校(単位制)(ものづくり工学1)
	杉並区	杉並工科高校(IT・環境1)
	荒川区	荒川工科高校(情報技術1)
	足立区	足立工科高校(総合技術1)
	江戸川区	葛西工科高校(建築1)
	府中市	府中工科高校(電気1)
	町田市	町田工科高校(総合情報1)
科学技術	小金井市	多摩科学技術高校(科学技術1)
商業	江東区	江東商業高校(ビジネス1)
	渋谷区	第一商業高校(ビジネス1)
	葛飾区	葛飾商業高校(ビジネス1)
※	豊島区	千早高校(ビジネスコミュニケーション1)
家庭	北区	赤羽北桜高校(調理1)
	西多摩郡	瑞穂農芸高校(生活デザイン1)
福祉	北区	赤羽北桜高校(介護福祉1)
産業	墨田区	橘高校(産業1)

※ ビジネスコミュニケーション科

3 総合学科の高校

所在地	学校名
大田区	つばさ総合高校(2)
北区	王子総合高校(2)
葛飾区	葛飾総合高校(2)
青梅市	青梅総合高校(2)
稲城市	若葉総合高校(2)

(様式応3) (A4判)

住民票記載事項証明書				
①住所	②世帯主 氏名			
③氏名	④生年月日	⑤住所を定めた 年月日	⑥世帯主との 続柄	⑦国籍・地域

※都立高校 使用欄
旅・在・他

上記事項は住民票に記載があることを証明します。

年 月 日

区市町村長氏名

公印

- (注意) 1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり枠内に記入し、令和7年11月20日以降に証明を受けてください。
2 区市町村所定の様式も使用することができます。ただし、上記①から⑥に該当する項目が含まれていることが必要です。
3 志願者が成人の場合は、保護者についての記載は不要です。
4 志願者が外国籍の場合は、⑦の国籍・地域についても証明を受けてください(志願者以外については、証明は必要ありません。)。
なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けてください。

【都立高校使用欄】
*外国籍を有する志願者のうち、在日間の確認が必要な志願者の上陸許可年月日を記入する(志願者のみの確認でよい)。
*上陸許可年月日を確認した書類の種類(旅券、在留カード、その他)について、「旅・在・他」のいずれかを○で囲む。

転居に関する申立書

年 月 日

東京都立_____高等学校長 殿

保護者氏名 _____
(自 署)
志願者との続柄 _____
志願者氏名 _____

このたび、下記のとおり転居しますのでよろしくお願ひします。

記

1 転居先住所

志願者 との続柄	フリガナ 氏 名	転 居 先 住 所
保 護 者		

2 転居予定年月日

年 月 日 転 居 予 定

3 転居理由

--

- (注意) 1 転居を証明する書類を添付してください。
2 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応7)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出してください。
3 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとします。

理 由 書

年 月 日

東京都立 _____ 高等学校長 殿

志願者氏名 _____

志願者の保護者である（父・母）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりです。

記

1 志願者と同居できない保護者

志願者との続柄	フリガナ氏名	現住所
父・母		

2 志願者と同居できない理由等

理由	
証明する書類	

※ 父又は母が志願者と都内に同居できない理由（志願者の祖父母の介護、保護者の病気療養等）及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

※ 同居できない理由を証明する書類の名称を記入し、本理由書とともに、その書類の写しを添付すること。

3 その他確認事項（内容を確認の上、□内にレ印を記入してください。）

- 都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居することはありません。
- 都立高校の受検を目的として、都内に転居するものではありません。
- 父又は母が、志願者と都内に同居できない理由が解消された場合は、速やかに都内に転居します。

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

年 月 日

保護者氏名（自署）
（電話 _____）

- (注意)
- 1 本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合に提出する。
 - 2 都内の中学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。
 - 3 都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
 - 4 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。